

公物管理補助業務（道路巡回業務）

民間競争入札実施要項（案）

平成24年11月

国土交通省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
1.1 対象公共サービスの詳細な内容	
1.2 確保されるべき対象公共サービスの質	
2. 実施期間に関する事項	8
3. 入札参加資格に関する事項	8
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	13
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	15
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	20
7. 民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	21
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	21
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項	25
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	25
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	25

公物管理補助業務（道路巡回業務）民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省は、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された道路・河川・ダムにおける発注者支援業務等のうち道路巡回業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 業務概要

本業務は、業務発注担当部署（四国地方整備局管内における道路関係事務所、別紙1の「業務ボリューム」参照）管内において、道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者が安全・安心に利用できるよう、道路の巡回を行い、道路管理者を支援することを目的とする業務である。

(2) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、業務の遂行にあたっては、指示及び承諾行為は受注者の代表者（以下「管理技術者」という）に対して行うため、実施する作業員（以下「担当技術者」という）は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

なお、「担当技術者」とは道路巡回員と巡回運行員を総称するものであり、道路巡回員と巡回運行員は同時の兼任はしてはならない。

1) 道路状況の把握・点検及び道路管理上必要な資料整理等

① 道路巡回員

道路巡回員は、管理技術者の指示のもと、道路利用等の状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して必要な措置を講ずるとともに、道路管理上必要な情報及び資料を収集整理するものとし、道路巡回における業務内容と目的は以下に示すとおりとする。

・通常巡回

平常時における巡回であり、原則としてパトロール車両から視認できる範囲の、道路の状況や道路利用の状況を把握する。

・定期巡回

主として、道路構造物等の保全を図るために実施する巡回であり、主要な構造物についての細部の点検を行う。

・異常時巡回

台風、集中豪雨、豪雪、または、地震その他道路交通に支障を与えるおそれのある状況が発生した際に臨機に実施する巡回であり、適切な防災対策、または災害復旧に資するために、パトロール車両から視認できる範囲の巡回を基本とし、危険が予測される箇所の点検、および災害の実態等を把握する。

・応急作業

前記の各巡回において、道路の変状や通行障害等、道路が良好な状態でないと判断される恐れのある事象を確認した場合、簡易な補修や障害物の除去等を行う。なお、この作業を行うにあたっては、予め定める業務計画書における交通規制方法のもとで行う。

・記録及び報告

巡回終了後、業務の実施内容及び巡回により把握した道路状況等について、その結果を記録し、管理技術者に報告する。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

②巡回運行員

巡回運行員は、管理技術者の指示のもと、パトロール車両の運転業務の他、パトロール車両の管理、巡回に必要な資機材の準備、道路巡回員の作業支援等を行うものとし、その業務内容は以下に示すとおりとする。

- ・パトロール車両の運転

各道路巡回の目的に応じて、パトロール車両の運転を行う。

- ・パトロール車両の管理

巡回前に運行車両の点検等を行い、異常が確認された場合には速やかに管理技術者に報告する。

- ・道路巡回に必要な資機材の携行準備・確認・補填

巡回に必要な資機材に関して、常に携行の準備・確認を行うとともに、不足が生じている場合は、補填の要求を管理技術者に対して行う。

- ・パトロール車両に装着された標識装置、赤・黄色灯の操作

巡回・応急作業の実施にあたっては、道路利用者（車）に対する注意喚起として、パトロール車両に装着された標識装置、赤・黄色灯の点灯回転の操作を行う。

- ・道路巡回員が応急作業を行う際の道路利用者（車）に対する注意喚起

前述の4項目に示す他に、道路巡回員が行う応急作業の実施にあたっては、信号旗等の保安器具を操作し、道路利用者（車）に対する注意喚起を行う。

- ・道路巡回員が行う巡回・作業の補助作業

道路巡回員が行う巡回・作業において、効率的かつ円滑な作業を行うための補助作業を行う。

- ・前記業務の実施にあたっては、予め定める実施計画書における交通規制方法のもとで行う。

- ・パトロール車両の運行前点検・運転時間・走行距離等の運行記録について、管理技術者に報告する。

2) 巡回体制

本業務の実施にあたっては、民間事業者は、下記に示す内容の実施を原則とし、それらの巡回体制を確保する。

①通常巡回：一般道路は2日に1回、自動車専用道路は1日1回の巡回

②定期巡回：1年を通じて各構造物等を1回点検

③異常気象や一般通行車の事故発生等への対応

：業務発注担当部署が示す出張所毎の、その都度指示に対して、臨機かつ早急な対応を実施。

3) その他

管理技術者は、上記各条項において担当技術者から報告を受けた場合は、遅滞なく調査職員（本実施要項8. (4). 3）参照）に報告する。

また、管理技術者は巡回体制を考慮した業務計画書を、業務発注担当部署に提出する。

1.2 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1.2.1 達成目標

(1) 道路状況の把握・点検及び道路管理上必要な資料整理等

1) 関係法令、通達等

業務の実施にあたっては、関係法令、通達等を十分に理解し、適切に実施すること。

2) 真摯な対応による円滑な業務の履行

業務の実施にあたって、沿道住民や道路利用者から道路に関する情報の連絡・収集等が行われる際は、真摯な対応により円滑な業務の履行に努めるとともに、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

3) 道路利用者（車）及び沿道住民への配慮

業務の実施にあたっては、道路利用者（車）への影響を極力避けるとともに、必要に応じて沿道住民等への理解を求め、不適切な事態を発生させないように努めること。

4) 緊急時における臨機の対応

異常気象や道路利用者の事故発生等に伴う、道路の通行状態の悪化に対し、臨機、且つ早急な対応により、道路利用者の安全を回復するよう努めること。

(2) 巡回体制

担当技術者の交代が発生した場合においても、業務の履行期間中を通じて、一定の水準で業務を履行できるよう、業務水準の平準化に努めた巡回体制を確保すること。

(3) その他

担当技術者から業務における報告を受けた場合は、管理技術者は、速やかに調査職員にその内容を正確に報告すること。

業務計画書について、速やかに調査職員に提出すること。

1.2.2 達成水準のモニタリングの方法（業務評価）

業務発注担当部署は業務の目標の達成状況を確認・評価するため、以下の評価項目により算定するものとし、業務成績評定に反映するものとする。

(1) 業務の執行状況にかかる評価項目

1) 専門技術力

①目的と内容の理解～業務主旨の理解

②的確な履行～法令・技術基準の知識、業務内容についての判断、関係者との

コミュニケーション

③業務目的の達成度～必要事項の記載、的確な取りまとめ

2) 管理技術力

①業務実施体制の的確性

②打ち合わせの理解度

③指揮系統の迅速性、確実性

3) 取組姿勢…責任感、積極性、倫理観

(2) 業務執行上の過失等にかかる評価項目

1) 業務執行上の過失

2) 中立性、公平性に係る過失

3) 守秘性に係る過失

4) 事故等

5) 損害賠償

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

業務を実施するにあたっては以下の視点から民間事業者の創意工夫を発揮し、
公共サービスの質の向上に努めるものとする。

(1) 業務の実施方針に関する提案

民間事業者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、
業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2) 業務に対する技術提案

民間事業者は、業務の特性に応じて、業務毎に設定する留意点を踏まえた技術
提案を行うこととする。

1.2.4 委託費の支払い方法

民間事業者は、提出した業務計画書に基づいて、業務を実施することにより、
達成目標（本実施要項1.2.1参照）の水準を確保しなければならない。

業務発注担当部署は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度
(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし、業務規模により、民間事業者との協議・調整により設定する期間毎に委託費を支払うものとし、その支払い
は適正な請求書を受理した日から起算して、業務の完了時においては30日以内、業務の完了の前においては14日以内とする。ただし、検査の結果、質及び水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

なお、民間事業者の責めに帰することができない事由により、達成目標の水
準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 貸与品

業務発注担当部署は、本業務を行うにあたって民間事業者が使用する、パトロール車両（標識装置、赤・黄色灯装着車両）、道路巡回及び応急作業に必要な機材（道路巡回記録機器、緊急通信用携帯電話、懐中電灯、発電機、信号旗、スコップ、ハンマー等）、事務機器（机、椅子、ロッカー等、但し事務作業に使用するパソコンは除く）を貸与するものとする（本実施要項7. を参照のこと）。但し、業務発注担当部署から要請があった場合は、その使用を認めるものとする。

（2）支給品（応急作業用資材）

業務発注担当部署は、本業務を行うにあたって民間事業者が使用する、応急作業用資材（路面応急補修材、事故流出オイル処理材、路面凍結処理材、落下物等処理袋、ロープ、鉄線、セーフティーコーン等）を支給するものとする。但し、業務発注担当部署から要請があった場合は、その使用を認めるものとする。

（3）消耗品及び事務機器等

本業務を行ううえで民間事業者が使用する消耗品（事務用品、パトロール車両等の燃料等油脂類等、但しパトロール車両等の消耗部品は除く）、事務機器（事務作業に使用するパソコン）、担当技術者が装着又は使用する保安具（作業服、ヘルメット、安全チョッキ、軍手等）及び運行車両の点検・清掃用品（点検工具、ウエス等）については、全額を民間事業者の負担とする。

（4）保険

本業務において、民間事業者が行う応急作業や車両運行等における傷害に対して、民間事業者は任意の保険に加入するものとし、その経費は全額を民間事業者の負担とする。

（5）貸与品等の返却

本業務において、業務発注担当部署が民間事業者に貸与又は支給等により使用させているもの（上記（1）（2）及び、本実施要項7（1））を民間事業者の故意又は過失により損傷させた場合は、民間事業者が負担し業務発注担当部署へ返却するものとする。

（6）法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の1）から3）のいずれかに該当する場合には業務発注担当部署が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

- 1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- 3) 上記1)、2) のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

（7）その他の費用負担

上記に示すほか、業務執行において新たに発生した費用負担に関する疑義については、その都度業務発注担当部署と協議のうえ定める。

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成25年4月1日～平成27年3月31日【2ヶ年の複数年度契約を想定】

(本業務の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成25年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。)

なお、「4. (1) 入札の単位」毎の業務の実施期間については、入札公告において示すとともに、入札公告後速やかに監理委員会に報告するものとする。

3. 入札参加資格に関する事項

3-1. 単体企業

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3-2. 設計共同体

3-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年度以降の契約業務を対象）に示すところにより、地方整備局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の時までに受けているものであること。

3-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成

についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならぬに抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社と子会社の関係にある場合

2) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、当該業務発注担当部署管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分(8.(6)2)を参照)を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(2) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成15年度以降に完了した以下に示す業務(平成24年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した発注者支援業務(注6)、公物管理補助業務(河川又は道路)(注7)、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)(注8)、測量業務、地質調査業務。

注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境

安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

- 注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。
- 注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。
- 注4) 公益法人とは、次のものをいう。
- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
 - 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。
- 注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。
- 注6) 発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務をいう。
- 注7) 公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、

ダム・排水機場管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務をいう。

注8) 管理施設調査・運用・点検業務とは管理施設調査業務、管理施設運用業務、管理施設点検業務をいう。

3－5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者
- ・道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者
- ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

予定管理技術者は、平成15年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成24年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成15年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1) 同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）（都道府県及び政令市を除く）、地方公社（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した公物管理補助業務（道路）（注7）

国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（注6）、管理施設調査・運用・点検業務（道路）、（注8）、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務

2) 類似業務：

- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務（道路）、土木工事における監理技術者の業務

（3）恒常的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の民間事業者と直接的雇用関係がなければならない。

（4）手持ち業務量

予定管理技術者は、平成25年4月1日（平成25年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成25年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

平成25年4月1日（平成25年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円未満、件数で10件未満（平成25年4月1日（平成25年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続

することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の 1) から 4) までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会 1 級技術者又は土木学会 2 級技術者
- ・RCCM 又は RCCM と同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が 1 年以上の者
- ・道路法第 71 条第 4 項の道路監理員の経験を 1 年以上有する者
- ・道路又は河川関係の技術的行政経験を 10 年以上有する者
- ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者

3-7. 競争参加資格確認申請書等に関する事項

「4. (3) 申請書類の内容」に示す競争参加資格確認申請書等（以下、「競争参加資格確認申請書等」という。）において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の単位

入札の単位は、別紙-1 に示す業務発注担当部署を基本とする。

(2) 基本事項

- 1) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。
- 2) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。
 - ・電子入札システムによる手続きは、同じ IC カードにて手続きを行うこと。

ただし、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、業務発注担当部署の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他のＩＣカードに変更することができる。

- ・当初より、電子入札システムによりがたいものは、業務発注担当部署の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- ・電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと業務発注担当部署が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- ・以下、入札説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の業務発注担当部署の承諾を前提として行われるものである。

3) 入札金額は本業務に要する一切の経費の 105 分の 100 に相当する金額とすること。

(3) 申請書類の内容 (各個別様式は別紙－2 参照)

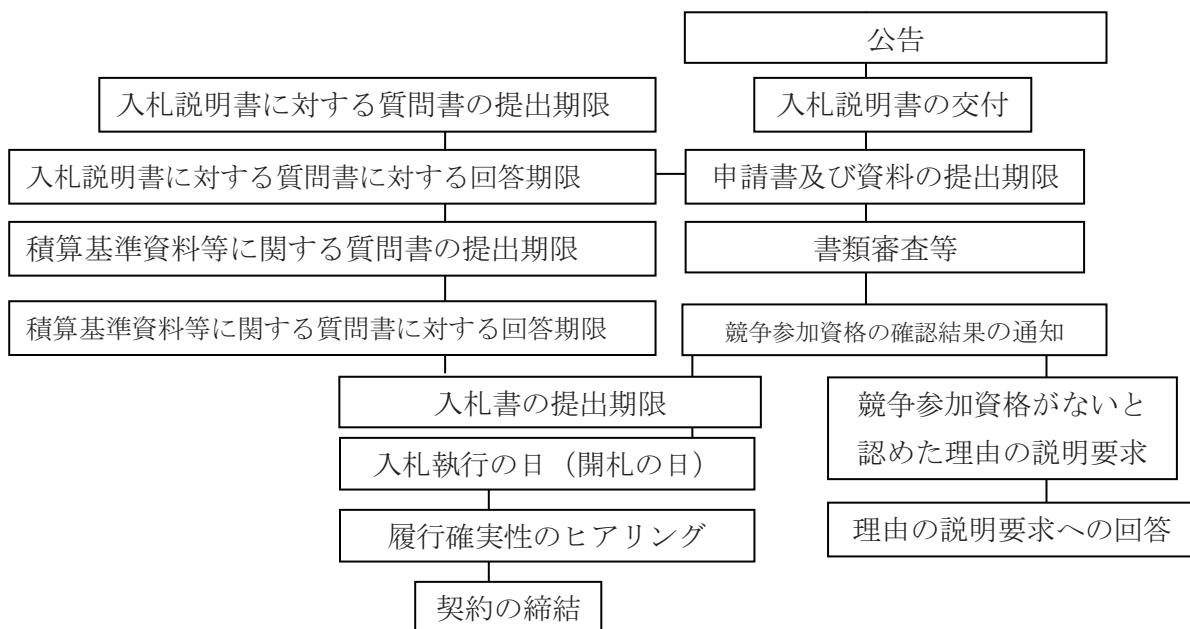
- ・競争参加資格確認申請書 (様式－1)
- ・企業の平成 15 年度以降に完了した業務実績 (様式－2)
- ・予定管理技術者の経歴等 (様式－3)
- ・予定管理技術者の平成 15 年度以降に完了（平成 24 年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績 (様式－4)
- ・地方整備局等管内に所在している業務拠点 (様式－5)
- ・業務実施体制 (様式－6)
- ・予定担当技術者の平成 15 年度以降に完了（平成 24 年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績 (様式－10)
- ・業務の実施方針 (様式－7) ※業務の実施体制図は別途添付
- ・技術提案 (様式－8)
- ・申請書 (様式－9) ※代表者名にて業務発注担当部署長あて
- ・中立公平性を確保していることを示す誓約書 (様式自由)
- ・設計共同体で参加する場合の協定書の写し

(4) 入札の実施手続及びスケジュール

- 1) 公告 : 平成 24 年 12 月下旬
- 2) 入札説明書の交付 : 平成 24 年 12 月下旬
- 3) 申請書及び資料の受付期限 : 平成 24 年 12 月下旬～平成 25 年 1 月下旬
- 4) 書類審査等 : 平成 25 年 1 月上旬～平成 25 年 1 月下旬
- 5) 競争参加資格の確認結果の通知 : 平成 25 年 1 月下旬～平成 25 年上旬
- 6) 入札書の受付期限 : 平成 25 年 2 月上旬～平成 25 年 2 月中旬
- 7) 入札 : 平成 25 年 2 月中旬～平成 25 年 2 月下旬

- 8) 開札 : 平成 25 年 2 月中旬～平成 25 年 2 月下旬
 9) 履行確実性のヒアリング : 平成 25 年 2 月下旬～平成 25 年 3 月上旬
 10) 落札者の決定 : 平成 25 年 2 月下旬～平成 25 年 3 月中旬
 11) 契約締結 : 平成 25 年 4 月 1 日以降

入札の実施手続フロー図



5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

5-1. 民間事業者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

(1) 落札者決定するための基準

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（3）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は以下のとおり。

評価項目	評価の着目点				評価のウエイット	
	判断基準					
予定管理技術者による経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設） ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者 ②以下のいずれかの資格を有するもの ・R C C M 又は R C C M と同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。） ・道路法第 71 条第 4 項の道路監理員の経験を 1 年以上有する者 ・道路又は河川関係の技術的行政経験を 25 年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者	① 5 ② 3
	専門技術力	業務執行技術力	平成 15 年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	① 5 ② 3	
	情報収集力	地域精通度	平成 15 年度以降の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績	下記の順位で評価する。 ①当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。 ②当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。 ③その他	① 5 ② 3 ③ 0	

予定担当技術者の経験	予定担当技術者の専門技術力	下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他	①5 ②3 ③0
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者（管理技術者は、対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合	20
技術提案	本業務における留意点	的確性	留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。
		実現性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。
合計（技術評価の配点合計）			80

・実施方針及び技術提案の履行確実性

評価にあたっては、次的方式により行うものとする。

- 1) 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案（以下「技術提案等」という）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、
(6) 3) 3-2) の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする

2) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(6) 3) 3-2) ①から④までの審査項目を評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

(3) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は 30 点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記 1)、2)、3) により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもつ

て行う。

(4) 競争参加資格確認申請書等に基づく業務

競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

民間事業者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

(5) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

①実施場所：業務発注担当部署

②実施期間：別途通知

③ヒアリング時間：別途通知

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングにおける質疑応答内容

・配置予定管理技術者の経歴について

・配置予定管理技術者の業務実績について

・実施方針について

・技術提案について

(6) 履行確実性に関するヒアリング

1) ヒアリングの実施

①どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

実施場所：業務発注担当部署

実施予定日：別途通知

時間：別途通知

出席者：配置予定管理技術者

②ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

③入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、競争参加資格確認申請書等のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。

④ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

又、上記①～④に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

2) 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- ・当該価格により入札した理由 (様式1-1)
- ・入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 (様式1-2)
- ・一般管理費等内訳書 (様式1-2-1)
- ・当該契約の履行体制 (様式1-3)
- ・手持ちの建設コンサルタント業務等の状況 (様式1-4)
- ・手持ち業務の人工 (様式1-4-1)
- ・配置予定技術者名簿 (様式1-5)
- ・直接人件費内訳書 (様式1-5-1)
- ・過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署 (様式1-6)
- ・再委託先からの見積書 (再委託先の押印があるもの)
- ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費 (事業者負担分) の負担状況が確認できる書面の写し。

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

3) 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

3-1) 技術提案等の履行確実性の審査は、競争参加資格確認申請書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る）、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点（以下「技術提案評価点」という）をその履行確実性に応じて付与する。

3-2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

(7) 落札者の決定等の公表

本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された競争参加資格確認申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。

(8) 初回の入札で民間事業者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙－1 「業務ボリューム」、別紙－3 「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

7. 民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

業務の実施場所は各業務発注担当部署における庁舎等の状況により、個別に発注単位毎に設定する。業務発注担当部署は業務委託契約書に準じて契約を行うこととし、庁舎内で業務を実施する際には下記条項を適用する。

- (1) 民間事業者は、業務発注担当部署との貸借契約に基づき、庁舎等を無償で使用することができる。
- (2) 上記（1）の使用に際し、民間事業者が負担する光熱費等については、業務発注担当部署と民間事業者とが協議して定めるものとする。
- (3) 民間事業者は、業務発注担当部署から貸与された庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (4) 民間事業者は、故意又は過失により庁舎等が滅失又はき損したときは、業務発注担当部署の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は業務発注担当部署と民間事業者とが協議して定めるものとする。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

- 1) 民間事業者は、次に掲げる業務報告書を作成し、調査職員に書面で提出するも

のとする。なお、提出の時期については、①は巡回の日毎に、②③は月毎に取りまとめ速やかに、また④についてはその必要が発生した都度に提出するものとする。

①パトロール日誌（通常巡回・異常時巡回）

②定期巡回チェックシート

③車両等運転管理実態表

④その他必要事項

2) 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。

・業務実施にあたり留意すべき点（懸案事項等）

・業務完了時における状況、地元協議・調整等の状況

（2）調査について

1) 業務発注担当部署は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、法第26条第1項に基づき民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2) 立入り検査する調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

（3）指示について

業務発注担当部署は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うものとする。

（4）検査・監督体制

検査・監督については、業務発注担当部署毎の業務別に取り交わす契約書に基づき実施し、体制においては次の通り行うものとする。

1) 総括調査職員：事務所長等

①重要な契約変更に係る指示、承諾等【契約内容の変更、工期変更等】

②業務の総括的な指揮【対主任調査職員及び調査職員】

2) 主任調査職員：担当課長、出張所長等

①契約変更に係る指示、承諾等【契約内容の変更】（ただし、重要な事案については総括調査員）

②契約変更に係らない指示、承諾等

③総括調査職員への報告、調査職員への指示

3) 調査職員：担当課係長、出張所係長等

- ①総括調査職員及び主任調査職員が指示、承諾等を行うための内容確認
- ②総括調査職員及び主任調査職員への報告

(5) 秘密の保持等について

- 1) 民間事業者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ業務発注担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 民間事業者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書（業務概要・実施方針・業務工程・打合せ計画・連絡体制等を記載したもの。）の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 民間事業者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、業務発注担当部署の許可なく複製しないこと。
- 6) 民間事業者は、本業務終了時に、本業務で取り扱った情報については、業務発注担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7) 民間事業者は、本業務の遂行において貸与された業務発注担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに業務発注担当部署に報告するものとする。

(6) 再委託の取扱い

- 1) 民間事業者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、民間事業者は、これを再委託することはできない。
 - ① 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 3) 民間事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）、などの簡易な業務の再委託に当たっては、業務発注担当部署の承諾を必要としない。
- 4) 民間事業者は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、業務発注担当部署の承諾を得なければならない。
- 5) 民間事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、国土交通省各地方整備局の測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者である場合は、国土交通省各地方整備局長の指名停止を受けている期間中であってはならない。また、暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に自発

的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者）を再委託先としてはならない。

（7）契約の変更及び解除

1) 競争参加資格確認申請書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの業務発注担当部署の了解を得なければならぬ。

2) 契約内容の変更

本契約における数量の増減等による変更（精算）は、以下に示す場合等において、業務の実施体制を変更する必要が生じた場合を想定している。なお、契約の変更は、業務発注担当部署と民間事業者との協議に基づいて行う。

- ① 「異常時における業務」を当初契約から見込んでいるが、通常の作業時間外等、想定以上の異常時対応の必要が生じた場合や、想定未満の異常時対応で業務が完了した場合。
- ② 新規路線の供用や他の道路管理者への移管等に伴う業務量の変動が生じた場合。

3) 契約の解除

3-1) 業務発注担当部署による契約の解除

①業務発注担当部署は、民間事業者が次の各号の1つに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 民間事業者の責めに帰すべき事由により履行期限までに又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- b) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき
- c) 一括再委託又は主たる部分を再委託したとき
- d) 契約図書に規定する資格を有する担当技術者を配置できないとき、業務履行体制の整備など契約上の重要な義務履行に関する是正措置要求に対して民間事業者側が当該措置を講じないと
- e) a)～d)に掲げる場合のほか、契約に違反し、その契約により契約目的を達することができないと認められるとき

②業務発注担当部署は、①の規定により契約を解除した場合において、民間事業者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査し、当該検査に合格した部分に相当する委託料相当額を民間事業者に支払わなければならない。

③①の規定により契約を解除された場合においては、民間事業者は委託料の

10 分の 1 に相当する額を違約金として業務発注担当部署の指定する期間内に業務発注担当部署に支払わなければならない。

④業務発注担当部署は、業務が完了しない間は、①の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

⑤②の規定は、④の規定により契約を解除した場合について準用する。

⑥業務発注担当部署は、④の規定により契約を解除した場合において、これにより民間事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、業務発注担当部署と民間事業者の協議により定めるものとする。

3－2) 民間事業者による契約の解除

①民間事業者は次の各号の 1 つに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 業務発注担当部署からの書面による通知により業務内容を変更したため委託料の額が 3 分の 2 以上減少したとき
- b) 業務発注担当部署からの通知により業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 を超えたとき
- c) 業務発注担当部署が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき

②3－1) ②及び 3－1) ⑥の規定は、①の規定により契約が解除された場合に準用する。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

(1) 業務発注担当部署が国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、業務発注担当部署は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について業務発注担当部署の責めに帰すべき理由が存する場合は、業務発注担当部署が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について業務発注担当部署の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は業務発注担当部署に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査方法

業務発注担当部署は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

(2) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成26年3月末における状況を調査するものとする。

(3) 調査項目

本実施要項1.2「確保されるべき対象公共サービスの質」により設定した事項。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、国土交通省において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、国土交通省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び法第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

ただし、入札の実施結果については、国土交通省において、入札の実施後速やかに取りまとめて監理委員会へ報告することとする。

(2) 業務発注担当部署の監督体制

1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官若しくは分人支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2) 本業務の実施状況に係る監督は、「本実施要項8.」により行う。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

1) 罰則等

① 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 法第25条第1項の規定に違反して、法第24条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第54条の規定により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる。

③ 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

- ・ 法第26条第1項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第26条第1項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質

間に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

- ・ 正当な理由なく、法第 27 条第 1 項による指示に違反した者

- ④ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記③の刑を科されることとなる。

2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者（民間事業者）」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は業務発注担当部署を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

公物管理補助業務（道路巡回業務）
民間競争入札実施要項（案）

別紙 資料

平成24年11月

国土交通省

別紙－1. 業務ボリューム

「平成21～23年度の道路管理区間延長」(港湾空港、営繕関係を除く)

業務発注担当部署別の一覧表

地方整備局等	業務発注担当部署	H21 道路管理 区間延長	H22 道路管理 区間延長	H23 道路管理 区間延長
四国地方整備局	徳島河川国道事務所	272.0 km	272.0 km	272.0 km
	香川河川国道事務所	170.4 km	170.4 km	170.4 km
	松山河川国道事務所:①※	105.4 km	285.3 km	285.8 km
	松山河川国道事務所:②※	179.9 km	—— km	—— km
	大洲河川国道事務所	128.7 km	136.6 km	152.6 km
	中村河川国道事務所	103.6 km	103.6 km	103.7 km
	土佐国道事務所:①※	129.2 km	193.4 km	136.5 km
	土佐国道事務所:②※	161.6 km	97.4 km	165.2 km
四国地方整備局 合計		1,250.8 km	1,258.7 km	1,286.2 km

松山河川国道事務所※：平成 21 年度は、松山市市街地部地域と地方部の交通量等を勘案し、試行的に分割して業務発注。

土佐国道事務所※：平成 20 年度・平成 22 年度は、高知市市街地部地域と地方部の交通量等を勘案し、試行的に分割して業務発注。

：平成 21 年度は、業務量の平準化を考慮し、管理区間延長が同程度となるよう、試行的に業務発注。

別紙－2. 各申請書類の様式例

(様式－1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官
○○地方整備局○○○○事務所長
○○ ○○ 殿

提出者) 住所
電話番号
FAX
会社名
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
FAX
E-mail

【設計共同体の場合は、以下のように記入すること】

共同体事務所の所在地
○○業務△△・○○設計共同体
△△ (株) 役職名 氏名 印
○○ (株) 役職名 氏名 印

平成○年○月○日付けで入札公告のありました○○○○業務に係る競争に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに競争参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注1：業務発注担当部署の承諾を得て紙入札方式による場合は、返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（380円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です。

(様式－2)

・企業の平成15年度以降に完了した業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1：業務分類には、「対象業務」を記載する。

注2：様式－4に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注3：業務実績は最大2件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。

・予定管理技術者の経歴等

①氏名 ふりがな	②生年月日			
③所属・役職				
④保有資格等				
技術士(部門 : 分野 : 一級土木施工管理技士(登録番号 : 土木学会特別上級、上級者又は一級技術者 RCCM(部門 : 登録番号 : RCCMと同等の能力を有する者(部門 : 道路監理員: 経験年数 年(年 月 日)~ 年(年 月 日) 道路又は河川関係の技術的行政経験: 経験年数 年(年 月 日)~ 年(年 月 日) 採用時所属機関名 : 退職時所属機関名 :	取得年月日 :) 取得年月日 :) 取得年月日 :) 取得年月日 :) 合格年月日 :)			
⑤同種又は類似業務経歴(平成15年度以降、最大2件)				
業務分類	業務名	発注機関	履行期間	
	TECRIS登録番号 :			
発注者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間	
業務履行場所				
業務分類	業務名	発注機関	履行期間	
	TECRIS登録番号 :			
発注者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間	
業務履行場所				
⑥手持業務の状況(平成25年4月1日現在(4月1日以降は、「公示日」とする。)) 管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上 (ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)				
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)

注1: 保有資格の「RCCMと同等の能力を有する者」は、合格証の写しを添付すること。

注2: 業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

※なお、上記に記載した業務履行場所において地域精通度の評価をする。

(様式－4)

- ・予定管理技術者の平成15年度以降に完了（平成24年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(○○技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

注1：業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」に記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること。

注2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注3：○○には「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注4：TECRISに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

※ 予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

注5：出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績を記載した場合は、その業務を担当したことを証する派遣契約書、委託契約書又は出向辞令等の写しを添付すること。

(様式－5)

- ・地方整備局等管内に所在している業務拠点を1つ記載する。

住所	
電話番号	
FAX	
会社名	
役職名 代表者氏名	

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：1者単独により、業務を実施する場合には記載する必要は無い。ただし、注3による場合は、記載すること。

注2：設計共同体により業務を実施する場合には、業務分担について記載する。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注3：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数	人	

注1：氏名にはふりがなをふること。

注2：管理技術者の予定技術者名は、1名のみ記載するものとし、複数の管理技術者（正・副等含め）は認めない。

注3：予定管理技術者は、担当技術者との兼任は認めない。

・業務の実施方針

業務の実施方針

(A4サイズ、2枚以内とする。)

※業務実施体制図は別途添付すること。

・技術提案

技術提案：本業務における留意点
(A4サイズ、1枚以内とする。)

(様式-9)

平成〇年〇月〇日

(分任) 支出負担行為担当官
○ ○ 地 方 整 備 局
○○事務所長
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

○○業務の競争参加資格確認申請書は、容量を超えたため持参又は郵送にて提出します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 :
部 署 : ○○本店○○部○○課
電 話 番 号 : (代) ○○-○○○-○○○○ [(内) ○○○○]

2. 郵送する書面の目録

3. 郵送する書類の頁数 全〇〇頁

4. 発送年月日 平成〇年〇月〇日

- ・予定担当技術者の平成15年度以降に完了（平成24年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績

①配置予定担当技術者数_____人

②業務実績において「同種業務・類似業務・無し」のいずれかを記載

	業務実績
担当技術者A	
担当技術者B	
担当技術者C	

注1：配置予定担当技術者の氏名は記載しないこととし、配置予定担当技術者の実績を記載すること。

注2：予定管理技術者と担当技術者の兼任は認めない。

(様式 1 1)

当該価格により入札した理由

(様式 1-2)

入札価格の内訳書

業務名称								
設計書コード								
項目	工種	種別	細別	業務実施金額(A=B+C)	うち自社実施金額(B)	うち再委託予定金額(C)	官積算額(D)	備考
直接原価								一次内訳書-1
直接経費								
その他原価	その他原価							その他原価に係る内訳書
一般管理費等	一般管理費等							一般管理費等に係る内訳書
合計								再委託予定金額の比率 ○○%

(様式 1-2-1)

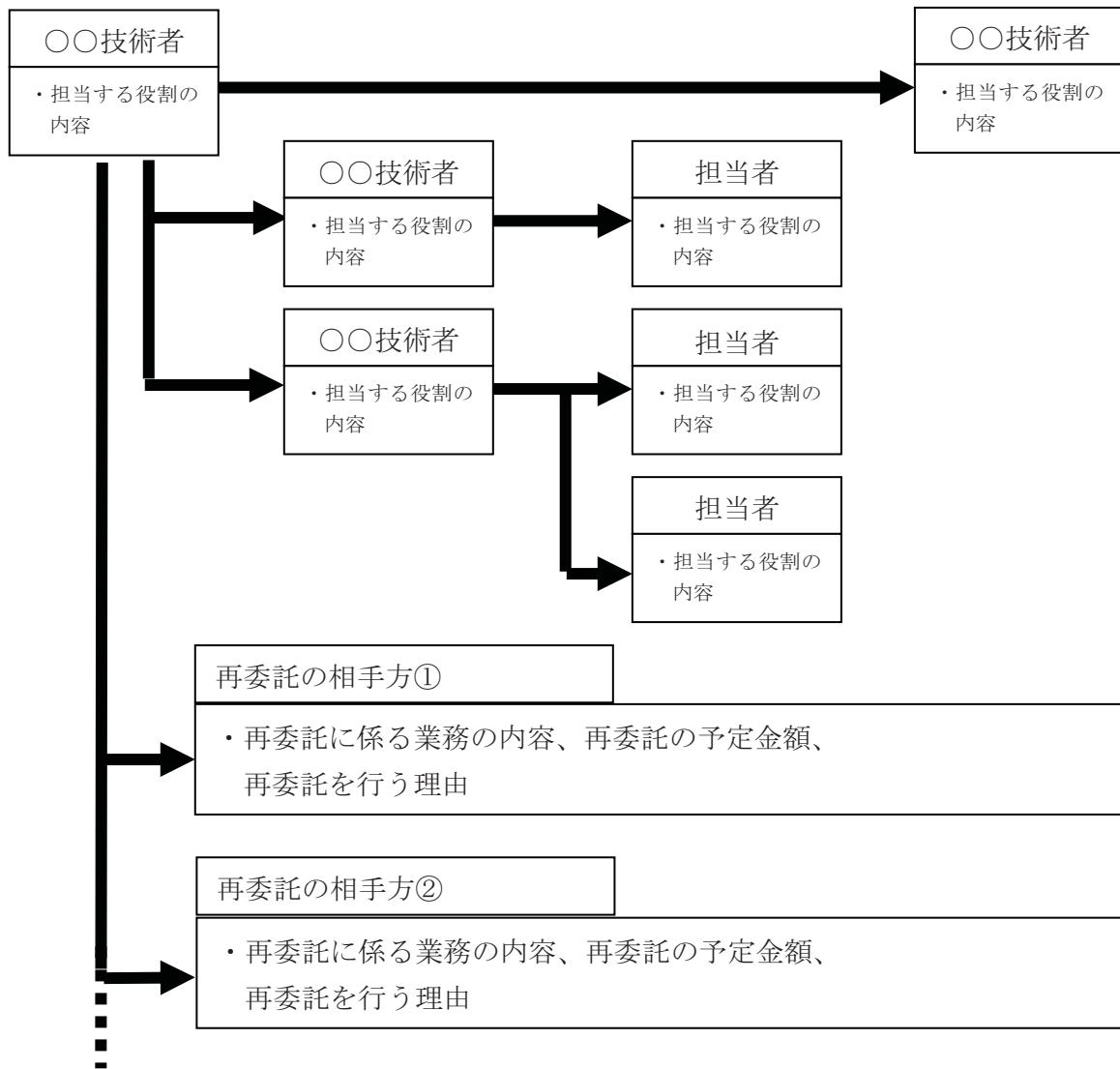
【一般管理費等内訳書】

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
旅費交通費		
事務用品費		
通信運搬費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

(様式 1 3)

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図（全体像）



(2) 業務に係る実施体制

技術者 の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

(様式 1-4)

手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

(技術者) (氏名 :)

業務名	業務発注担当部署	履行期間	契約金額	備考

(様式 1 4 - 1)

手持ち業務の人工

手持ち業務の人工(当該業務も含む)

(技術者)(氏名:)													日数を記入
業務名・業務項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	1 10 20												
営業日	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
A業務													
○○検討										1.0	1.0	2.0	
○○調査										1.0	1.0	1.5	1.5
○○整理										1.0	1.0	1.0	1.0
報告書作成													2.5
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5			
B業務													
○○検討									1.0	1.0	2.0	1.0	0.5
○○調査									1.0	1.0	1.5	1.5	1.0
○○整理									1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
報告書作成													2.5
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5			
C業務													
									1.0	1.0	2.0	1.0	0.5
									1.0	1.0	1.5	1.5	1.0
									1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
													2.5
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5			
人工合計(日数)													
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6
	6	6	6	7.5	6	6	3	3	10.5	7.5			

(様式 1-5)

配置予定技術者名簿

技術者 の区分	氏 名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

(様式 1 6)

過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署

(技術者) (氏名 :)

通し番号	業務名	業務発注担当部署	履行期間	契約金額	業務成績評定点	備考

別紙－3．従来の実施状況に関する情報の開示

※入札公告に合わせて、業務発注担当部署の発注単位毎に公表する。

1 従来の実施に要した経費				(単位:千円)
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
(四国地方整備局 徳島河川国道事務所)				
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	87,675	66,885	75,117
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		87,675	66,885	75,117
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a)+(b)		87,675	66,885	75,117
(B事業所)				
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分			
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)				
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a)+(b)				
(注記事項)				
・本業務は平成21年度からは「道路巡回業務」として民間事業者に委託している。				
・上記の委託費の積算には、業務に係る人件費、材料費、諸経費、技術経費等が含まれる。				
・業務概要是「実施要項1.」に記載の通りで、道路巡回に関する業務については、平成20年度から平成22年度においては変更していない。				
・平成22年度からは平成21年度に対して、通常時の人員配置を減少させている。				

2 従来の実施に要した人員 (単位:人)

(業務従事者に求められる知識・経験等)

管理技術者が以下の要件を満たすこと

1. 経験に関する要件

過去10年間に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。

[1]同種:国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務(道路)。

[2]類似:

・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(道路)。

・国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、調査検討・計画策定業務(道路)、管理施設調査・運用・点検業務(道路)、土木設計業務(道路)、土木工事の監理技術者

2. 技術力に関する要件

以下のいずれかの資格等を有するもの

・技術士(総合技術監理部門又は建設部門)

・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者

・1級土木施工管理技士

・RCCM(シビルコンサルティングマネージャー)またはRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

・道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者。

(業務の繁閑の状況とその対応)

・梅雨、台風、冬期の雪害等、異常気象の発生による業務量の変動が発生。

(月単位の人員配置状況を開示する場合の例) (人・月)

(四国地方整備局 徳島河川国道事務所)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
21年度 道路巡回対象管理延長(km)	272	272	272	272	272	272	272	272	272	272	272	272	
担当技術者 合計	10	8	8	8	10	8	12	12	8	10	10	10	114
(人・月) 通常時の人員配置	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
異常時の出動人員	2	0	0	0	2	0	4	4	0	2	2	2	18
22年度 道路巡回対象管理延長(km)	272	272	272	272	272	272	272	272	272	272	272	272	
担当技術者 合計	8	6	8	6	6	6	6	6	6	10	8	6	82
(人・月) 通常時の人員配置	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72
異常時の出動人員	2	0	2	0	0	0	0	0	0	4	2	0	10
23年度 道路巡回対象管理延長(km)	272	272	272	275	275	275	275	275	275	275	275	275	
担当技術者 合計	6	8	8	12	10	10	6	6	8	8	8	6	96
(人・月) 通常時の人員配置	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72
異常時の出動人員	0	2	2	6	4	4	0	0	2	2	2	0	24

(注記事項)

・本業務は平成21年度からは「道路巡回業務」として民間事業者に委託している。

・担当技術者の人数は、業務に従事した月毎の人数であり、業務発注担当部署全体(3出張所合計)の人数である。

・道路巡回対象管理延長は、業務発注担当部署が所管する総道路管理延長(3出張所合計)である。

・平成22年4月に、巡回体制を変更したことにより、通常時の人員配置を減。

・平成23年7月から、日和佐道路供用に伴う管理延長増。

(業務の計画と実績の状況)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
通常巡回	190,720km	186,742km	117,000km	121,044km	102,956km	103,396km
定期巡回	544km	544km	544km	544km	550km	550km
異常時巡回	120時間	104時間	120時間	63時間	110時間	197時間
打合せ	24回	24回	24回	24回	12回	12回

(注記事項)

・平成23年度の通常巡回計画は、日当たりの計画走行距離 × 巡回日数により算出した見込みの業務量(3出張所合計)である。

・平成23年度の定期巡回計画・打合せ計画は、当該年度前3ヶ年の実績平均により算出した見込みの業務量(3出張所合計)である。

・平成23年度の異常時巡回計画は、前年計画に準拠した見込みの業務量(3出張所合計)である。

・平成23年度からは打合せ回数を2回／月から1回／月に変更。

・各年度の通常巡回における計画との差は、応急作業に伴い生じるUターンなどによる走行距離変動のため。

・平成22年度の異常時巡回における計画との差は、台風等による通行規制及び冬期の異常時巡回が少なかったため。

・平成23年度の異常時巡回における計画との差は、台風等による通行規制及び冬期の異常時巡回が多かったため。

3 従来の実施に要した施設及び設備

(四国地方整備局 徳島河川国道事務所)

【施設】

施設名称:四国地方整備局 徳島河川国道事務所

使用場所:四国地方整備局 徳島河川国道事務所

(徳島国道出張所、池田国道維持出張所、日和佐国道維持出張所)

使用面積:—

【設備及び主な物品】

種類:プリンター、自動車

使用数量:プリンター3台、自動車3台

(注記事項)

・国が民間事業者に提供・使用させる施設・設備等は、実施要項「費用負担等に関するその他の留意事項」に記載する通り。

4 従来の実施における目的の達成の程度

(1)道路状況の把握・点検及び道路管理上必要な資料整理等

1)関係法令、通達等 :

業務に必要な関係法令、通達等を理解した巡回が行われている。

2)真摯な対応による円滑な業務の履行 :

情報の連絡・収集において、真摯な対応により円滑な業務が実施されている。

3)道路利用者及び沿道住民への配慮 :

道路利用者・沿道住民への配慮により不適切な事態を発生させていない。

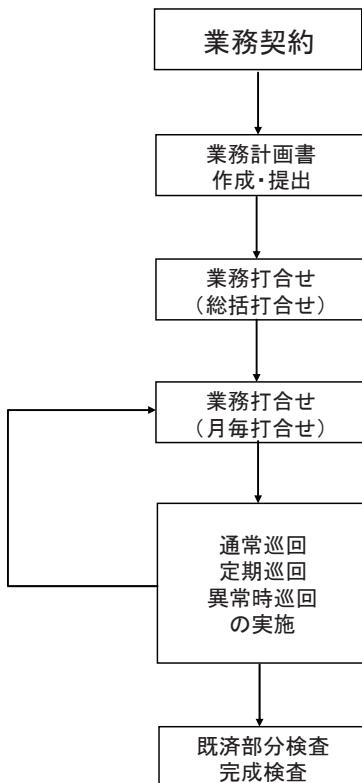
4)緊急時における臨機の対応 :

臨機の対応により、道路利用者の安全が早期に確保されている。

(2)巡回体制 : 必要な巡回体制が確保されている。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法 【全般の業務執行フロー】



※異常気象時等の突発的事象は、その都度に、
管理技術者を通じて指示。

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ・本業務を実施するにあたっては、道路巡回に関する専門的な技術力を駆使して、道路状況や災害予兆を的確に把握する必要がある。
- ・また、発注者や道路上の事故処理等に対して、的確かつ迅速に対応するとともに、不測の事態に対して、即応できることが求められる。
- ・更に、道路利用者との関係において厳格な中立・公平性の確保が求められる。

(注記事項)

管理技術者 1名
担当技術者 「2 従来の実施に要した人員」を参照

6 従来の応札状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(四国地方整備局 徳島河川国道事務所)			
応札参加者数	1件	1件	1件
備考 平成21年度はJV			